

# 日高町国民保護計画

平成19年8月一部改正

平成19年 2月

日 高 町

# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	1
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	2
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	4
<b>第4章 町の地理的、社会的特徴</b>	6
<b>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</b>	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	11
3 町における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性	11
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	13
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	13
<b>第1 町における組織・体制の整備</b>	13
1 町の各課室における平素の業務	13
2 町職員の収集基準等	14
3 消防機関の体制	16
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	16
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	17
1 基本的考え方	17
2 県との連携	18
3 近接市町との連携	18
4 指定公共機関等との連携	19
5 ボランティア団体等に対する支援	19
<b>第3 通信の確保</b>	20
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	20
1 基本的考え方	20
2 警報等の伝達に必要な準備	21
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	23
<b>第5 研修及び訓練</b>	24
1 研修	24
2 訓練	24

<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	25
1 避難に関する基本的事項	26
2 避難実施要領のパターンの作成	27
3 救援に関する基本的事項	27
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
5 避難施設の指定への協力	28
6 生活関連等施設の把握等	28
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	29
1 町における備蓄	29
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	30
1 国民保護措置に関する啓発	31
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	31
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	32
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	32
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	32
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応	34
<b>第2章 町対策本部の設置等</b>	35
1 町対策本部の設置	35
2 通信の確保	39
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	40
1 国・県の対策本部との連携	40
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	40
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	41
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	41
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	42
6 町の行う応援等	42
7 ボランティア団体等に対する支援等	42
8 住民への協力要請	43
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	43
<b>第1 警報の伝達等</b>	43
1 警報の伝達等	44
2 警報の伝達方法	44
3 緊急通報の伝達及び通知	45
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	45
1 避難の指示の通知・伝達	46
2 避難実施要領の策定	46
3 避難住民の誘導	48

<b>第5章 救援</b>	53
1 救援の実施	53
2 関係機関との連携	53
3 救援の内容	54
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	54
1 安否情報の収集	55
2 県に対する報告	56
3 安否情報の照会に対する回答	56
4 日本赤十字社に対する協力	58
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	59
<b>  第1 武力攻撃災害への対処</b>	59
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	59
2 武力攻撃災害の兆候の通報	59
<b>  第2 応急措置等</b>	60
1 退避の指示	60
2 警戒区域の設定	61
3 応急公用負担等	62
4 消防に関する措置等	62
<b>  第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	64
1 生活関連等施設の安全確保	64
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	64
<b>  第4 N B C攻撃による災害への対処等</b>	65
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	67
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	68
1 保健衛生の確保	68
2 廃棄物の処理	69
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	70
1 生活関連物資等の価格安定	70
2 避難住民等の生活安定等	70
3 生活基盤等の確保	70
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	71
<b>第4編 緊急対処事態への対処</b>	73
1 緊急対処事態	73
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	73
<b>第5編 復旧等</b>	74
<b>  第1章 応急の復旧</b>	74
1 基本的考え方	74
2 公共的施設の応急の復旧	74

第2章 武力攻撃災害の復旧	75
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	75
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	75
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	76
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	76